

持続化給付金のお知らせ

「**持続化給付金**」は、**新型コロナウイルス感染症拡大**により、**特に大きな影響**を受ける事業者に対して、**事業の継続**を下支えするために**支給**するものです。

個人向け

ポイント

農業者の皆さんも対象です！

～最大100万円が給付されます～



- ① 税務申告をした農業者が対象になります。昨年の事業収入額や所得に関する要件はありません。※ただし、昨年の事業収入について税務申告をしていることが必要です。
 - ✓ 2019年の、**確定申告(所得税)**又は**住民税の申告のいずれか**を行っていただければ、申請が可能です。
 - ✓ 昨年の事業収入を基に支払われますので、**昨年赤字申告の方も対象**です。
- ② **新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、今年のいずれかの月の事業収入が、①で申告した年間事業収入を12で割った額(平均月収)の50%以下であれば対象になります。**
 - ✓ 2020年1～12月のいずれかの**ひと月の事業収入**が、2019年の**平均月収(※)の50%以下であれば**、次の計算方法を用いて給付額を計算します。
 - ※2019年の平均月収は、申告書に記載されている年間事業収入を12で割った額。

給付額の計算方法(上限：100万円)

$$\text{給付額} = 2019\text{年の年間事業収入} - (\text{申請対象とする月の収入} \times 12\text{か月})$$

- ③ **パソコン・スマホで申請可能です。対面での申請窓口も設置します。**
 - ✓ 対面での**申請支援窓口**も**全国で設置予定**です。
 - ✓ 影響の大きい地域では、**農協**も申請支援を行う予定です。

法人向け

ポイント

農林漁業を営む法人も対象です！

～最大200万円が給付されます～



- ① **会社だけでなく、農事組合法人等の会社以外の法人も対象です。**(※農協・森林組合・漁協も対象になります。)
 ✓ 前事業年度の事業収入を基に支払われますので、**前事業年度が赤字申告でも対象**です。
- ② **新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、今年のいずれかの月の事業収入が前年同月比50%以上減少した場合に対象になります。**
 - ✓ 2020年1～12月のいずれかの**ひと月の事業収入**が、2019年の**同月比で50%以下であれば**、以下の計算方法を用いて給付額を計算します。

給付額の計算方法(上限：200万円)

$$\text{給付額} = \text{前事業年度の年間事業収入} - (\text{申請対象とする月の収入} \times 12\text{か月})$$

- ③ **パソコン・スマホで申請可能です。対面での申請窓口も設置します。**
 - ✓ 対面での**申請支援窓口**も**全国で設置予定**です。
 - ✓ 影響の大きい地域では、**農協**や**漁協**も申請支援を行う予定です。

※一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。
 ※詳細は、申請要領等をご確認ください。

「**持続化給付金**」を装った
詐欺にご注意下さい